



臨床試験登録簿及びデータベース¹⁾を介した 臨床試験情報の開示に関する共同指針

2009年11月10日改定（小改訂2018年1月15日付）

研究開発型製薬産業²⁾は、加盟企業が依頼する臨床試験の透明性を約束する。

我々は、医療従事者、患者、その他の人々が臨床試験情報をより幅広く利用できるようになることは、公衆衛生上大きな利益になると認識している。しかし、臨床試験情報の開示は、個人のプライバシー、知的財産権および契約上の権利を保護し、かつ法律および特許法における現在の国内慣行にも準拠すべきである。

このため、我々は、依頼する臨床試験情報の開示に関する以下の基本方針を約束するとともに、すべての臨床試験依頼者に対し、臨床試験登録簿を正確かつ最新に維持するよう推奨する。

臨床試験登録簿

臨床試験登録簿は、新しい臨床試験や現在進行中の臨床試験に関する情報源となる。研究開発型製薬産業は、我々が依頼する医薬品の新しい臨床試験や進行中の臨床試験について、以下の情報を提供する。便宜上、この情報を「試験の種類」、「掲載時期」、「掲載場所」、「情報の内容」に分ける。

試験の種類：

薬剤に関して実施された患者を対象としたすべての臨床試験³⁾は最低限、掲載のために提出

¹ 各種臨床試験情報の電子的保管庫を表す用語として、多数の用語が現在使用されている。本共同指針では、現在進行中の臨床試験に関する情報に「登録簿」、完了した臨床試験の結果に「データベース」という用語を使用する。しかし、他の事例では、「データベース」という用語が現在進行中の臨床試験に関する情報、「登録簿」が完了した臨床試験の結果に関する情報に使用されていることがある。

² この共同指針は、国際製薬団体連合会（IFPMA）、欧州製薬団体連合会（EFPIA）、日本製薬工業協会（JPMA）、および米国研究製薬工業協会（PhRMA）に代表される、研究開発型製薬業界の見解を示すものである。



されるべきである。

いかなる場合にも、公開は、知的財産権の保護を定める各国の当該法や規則に適合する方法で行うべきである。

掲載時期：

被験者登録開始後 21 日以内（当該国で異なった要件がある場合を除く）

掲載場所：

多数ある一般から自由にアクセスできるインターネット上の登録簿のいずれかに臨床試験を登録することで、これらの目的を達成することができる。企業の臨床試験登録簿、さらに米国国立医学図書館（www.clinicaltrials.gov）、[ISRCTN registry\(www.isrctn.com\)](http://www.isrctn.com)、日本医薬情報センター（www.clinicaltrials.jp）が管理する登録簿が、試験の実施国によらず、この目的のために使用できる。

固有の識別子：

透明性を確保し、同じ試験の複数掲載を回避するために、登録簿に記載する各試験に固有の識別子（例えば企業が付けた試験 ID）を付与する。固有の識別子が付与されていれば、登録簿の利用者は、臨床試験結果データベースを含む複数のデータベースで、当該試験を追跡することが可能である。

情報の内容：

- a. 登録簿には、（a）臨床試験に関心を持つ被験者（およびその担当医療従事者）に試験の存在を知らせ、参加を促進する、（b）試験の発表を追跡できるような公のリファレンスポイントを提供する、（c）市販薬の試験の無駄な重複をなくすために、各臨床試験に関する十分な基本情報を含めるべきである。
- b. 登録簿には、少なくとも次のような情報を含めるべきである。簡潔な標題、非専門用語による試験の説明、試験のフェーズ、試験の種類（介入研究など）、試験の現状、試験の目的（治療、診断、予防など）、介入の種類（薬剤、ワクチンなど）、症状や疾患、主要な適格基準（性別や年齢など）、試験実施地域および連絡窓口。
- c. 登録簿の目的は、2006 年 5 月に WHO が発行した「最小限の試験登録データセット」（別表参照）を含めることである。しかし、例外的に、ある種のデータ要素を公開

³ 本指針では、《臨床試験》とはヒトを対象とした第 I 相及びそれ以降の介入試験を意味する。例えば、通常の医療行為における医薬品の使用や非臨床試験は含まれない。



すると、特許の取得を危うくしたり、企業間の競争上の不利益をもたらしたり、データ保護の規定に違反するおそれがある。このような場合、試験依頼者はこの情報の開示を、遅くとも、その医薬品がその検討される適応症に対しいずれかの国で最初に承認された後に遅らせることができる。

以下の項目のうち 1 つまたは複数、臨床試験依頼者が他との競争上の理由により公にしにくいとみなすことがある。すなわち、主要評価項目、主な副次的評価項目、介入の名称、目標症例数、試験の正式な科学的標題である。しかし、このような公にしにくい情報を規制当局および倫理委員会/IRB に開示すること（さらに科学情報を臨床試験に参加する患者や治験責任医師に提供すること）が、遅れてはならない。

臨床試験結果データベース

臨床試験結果データベースは、完了した臨床試験結果の要約の保管庫として機能する。研究開発型製薬産業は、完了した臨床試験の以下の情報を提供することを約束する。便宜上、さらに（上記の）臨床試験登録簿についての説明同様、これらの基準は「結果の種類」、「掲載時期」、「掲載場所」、「情報の内容」に分ける。

結果の種類：

- a. 1 カ国以上で承認され、上市されている薬剤に関して実施された患者を対象としたすべての臨床試験⁴の結果は最低限、結果の如何にかかわらず公開する。
- b. この公開方針は 1 カ国以上で承認および販売されている薬剤に適用される。しかし、開発が中止された治験薬の試験結果も、医学的に重要と判断される場合には、臨床試験依頼者がその結果をなるべく掲載することを奨励する。
- c. いかなる場合にも、公開は、知的財産権の保護を定める各国の当該法や規則に適合する方法で行うべきである。

掲載時期：

試験結果は当該薬剤がいずれかの国で最初に承認・上市されてから 1 年以内に掲載する。この最初の承認後に完了した試験の結果は、試験完了後 1 年以内に掲載する。ただし、各国の法律や規則に抵触する場合やピアレビュー医学雑誌への発表に支障を来す場合は、その限りではない。

⁴本指針では、《臨床試験》とはヒトを対象とした第 I 相及びそれ以降の介入試験を意味する。例えば、通常の医療行為又はヒトを対象としない生物医学的試験における医薬品の使用は含まれない。



掲載場所：

一般から自由にアクセスできるインターネット上の臨床試験データベースに臨床試験の結果を公表すれば、このような目的を達成することができる。適切なデータベースには、米国国立医学図書館データベース (www.clinicaltrials.gov)、企業のデータベース、日本医薬情報センターのデータベース (www.clinicaltrials.jp/result/ctr/ctrSearch.jsp) などがある。

固有の識別子：

試験結果には、試験開始当時の登録に用いた固有の識別子を記載する。

情報の内容：

試験結果をピアレビュー医学雑誌において論文公表する場合は、データベースに当該論文を引用するか、当該論文へリンクを張るほか、販売促進を意図しない標準的なフォーマット（ICH E3 の要約フォーマットなど）を用いて結果の要約を公開する。この結果の要約には、試験デザインおよび方法、主要および副次的評価項目の結果、ならびに安全性結果を記載する。試験結果を雑誌で論文公表しない場合は、ICH E3 の要約フォーマットや国の要件に準じたフォーマットを用いて、結果をデータベースに掲載する。

その他の情報：

投稿原稿が実施されたとおりの臨床試験を反映しているかを確認するために、製薬業界は、要請があれば、プロトコルおよびその改訂版の写しを医学雑誌に提出する。臨床試験依頼者は、プロトコルおよびその改訂版の情報保護を確実にするために、医学雑誌と秘密保持契約を締結することができる。

施行日

- この共同指針は、2008年11月18日付の共同指針に優先する。
- 本共同指針改定に伴い新たに適用対象となる試験で、本指針発行6ヵ月後に開始する試験は、臨床試験登録簿に登録する。
- 臨床試験結果の掲載は、本共同指針に定めるスケジュールと条件に従って行う。

コンプライアンス

- 本共同指針に同意する企業は、臨床試験登録簿および臨床試験結果データベースの両方の情報に関して検証プロセスを確立すべきである。これらの基準の準拠状況を企業が公表することを奨励する。

別表

WHO Trial Registration Data Set (TRDS)⁵ (WHO 臨床試験登録データセット) - 2017 年 11 月
改定

	データ項目		データ項目
1.	主要登録簿と固有の試験番号	13.	介入
2.	主要登録簿への登録日	14.	主な組み入れ基準と除外基準
3.	二次試験番号	15.	試験の種類
4.	資金源または材料供給源	16.	最初の被験者登録日
5.	主要スポンサー	17.	症例数
6.	副次スポンサー	18.	募集状況
7.	一般からの問い合わせ先	19.	主要評価項目
8.	専門家からの問い合わせ先	20.	主な副次評価項目
9.	一般的標題	21.	倫理審査
10.	科学的標題	22.	試験完了日
11.	被験者募集国	23.	結果概要
12.	試験対象となる症状や疾患	24.	IPD 共有に関する陳述

IFPMA 注釈

- 最小限の試験登録データセットの情報はすべて英語で報告する。
- 科学的小および倫理的見地から、上記リストの項目はすべて最小限の試験登録データセットに含むべきである。したがって、臨床試験の登録時に、通常は最小限の試験登録データセットのすべての項目を登録すべきである。
- しかし、項目 10、13、17、19 および 20 のうちの 1 つまたは複数の項目については、知的財産権や競争上の利益の侵害の可能性がなくなるまで当該情報の公開を遅らせたいと考える試験依頼者が、他との競争関係を理由に公にしにくい

⁵ who.int/ictrp/network/trds/en/ - (参照 2018-01) 原典 WHO Policy (2006 年 5 月 16 日発表)



とみなすことがある。

- いかなる場合も、合意された日までに、さらにこの宣言で規定された日以内に、すべてのデータ項目を公開しなければならない。